

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年12月25日掲載)

No.99	2008年12月12日成立の「改正国籍法」(2009年1月1日施行)について述べよ。
解答	<p>(1) 国籍法改正の背景</p> <p>・2008年6月4日、最高裁判所は、「日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した(準正のあった)場合に限り日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子の間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条に違反する」と判示した。この判決を受けて、違憲状態を解消するため、父母が婚姻していない子にも届出による日本の国籍の取得を可能とすることなどを目的として、国籍法が改正された。</p> <p>(2) 改正のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2009年1月1日から、日本国民の父から認知されていれば、父母が結婚していなくても、届出によって日本の国籍を取得できることになった。 ② 2011年12月31日までに届け出れば、父母が結婚していないため、改正前には国籍を取得できなかった者も国籍を取得できることになった。 ③ 虚偽の届出には罰則が設けられた。 <p>(3) 具体的内容</p> <p>【1】国籍法第3条による国籍取得</p> <p>■ 父と母が結婚していなくても、次の要件を満たしている者は、届け出ることによって、日本国籍を取得することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国籍を取得しようとする者が <ul style="list-style-type: none"> ・ 父または母に認知されていること ・ 20歳未満であること ・ 日本国民であったことがないこと ・ 出生したときに、認知をした父又は母が日本国民であったこと ② 認知し父又は母が現に(死亡している場合には、死亡した時に)日本国民であること <p>【改正条文】</p> <p>(認知された子の国籍の取得)</p> <p>第3条 父又は母が認知した子で20歳未満のもの(日本国民であった者を除</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

■ 届出方法

○本人(15歳未満のときは法定代理人)が届け出先に出向き、書面によって届け出ることが必要である。

■ 届出先

- ①本人が日本に住所を有する場合:住所を管轄する法務局・地方法務局
- ②本人が海外に住所を有する場合:日本の大使館または領事館

【2】経過措置による国籍取得

・次の条件に該当する者は、2011年12月31日までに法務大臣に届け出ることによって、日本国籍が取得できる。

- ① 1983年1月2日以降に生まれた者で、生れた時に父が日本人であり、20歳に達するまでにその父に認知された者。ただし、父が今も(死亡しているときは死亡した時)日本人であることが必要である。
- ② 2008年6月4日までに国籍取得の届出しをしたが、父母が結婚していなかったため、日本国籍を取得できなかった者。
- ③ ②のうち2002年12月31日までに国籍取得届をしていた者の子。(親が経過措置による届出をして日本国籍を取得した場合に限られる。)

【3】虚偽の認知届や国籍取得届の罰則

- ①虚偽の認知届:「5年以下の懲役または50万円以下の罰金」
- ②虚偽の国籍取得届:「1年以下の懲役または20万円以下の罰金」
- ③市町村への国籍を取得した旨の届出:「5年以下の懲役または50万円以下の罰金」

※国籍法第20条の罰則は、日本の大使館または領事館においてされた届出についても適用される。